

○鈴鹿市防災会議条例

昭和38年3月28日条例第2号

改正

昭和42年6月5日条例第15号
昭和51年10月1日条例第23号
昭和59年6月4日条例第23号
平成12年3月28日条例第28号
平成17年3月30日条例第15号
平成24年9月28日条例第25号
平成27年6月29日条例第25号
令和2年6月23日条例第25号

鈴鹿市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、鈴鹿市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鈴鹿市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、55人以内とする。
- 7 第5項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年6月5日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年10月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月4日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第28号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年3月31日までに任命された改正後の第3条第5項第6号及び第7号の委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成27年6月29日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第6項の規定により新たに委員となった者の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。

附 則（令和2年6月23日条例第25号）

この条例は、令和2年7月1日から施行する。